

野田市水道事業公営企業会計システム更新業務仕様書

1. 野田市公営企業会計システム導入に関する基本方針

野田市水道事業の行政事務及び事業サービスの全般が安定的かつスムーズに新しい会計システムへ移行させる必要があることから、以下の事項を基本方針として公営企業会計システムの導入を行う。

- (1) システムの本稼働は令和5年10月1日からとする。ただし、システムの正常稼働及び仕様の検証、システム操作の習得のため、令和5年8月31日までに稼働させること。
- (2) 令和5年度の決算は今回導入する公営企業会計システムにて行うため、伝票データはすべて移行すること。
- (3) 将来の拡張性を考慮し、5年間の使用に耐え得る能力及び仕様であること。
- (4) LGWAN-ASP方式（職員のLGWAN接続が可能なパーソナルコンピューター端末で使用可能な方式）により、サービスを提供できる構成とすること。
- (5) 常に最新のシステムが使用でき、要望や社会情勢への対応など年4回程度のシステムバージョンアップを実施すること。
- (6) データ移行に重点を置き、可能な限りリスクの少ない提案をするとともに、移行時における職員の通常事務に負荷のかからない方式を最大限検討すること。
- (7) 公営企業会計システム稼働前後については、職員研修や業務管理面及びシステム運用面で充実した支援体制を講じられることが可能であること。
- (8) 稼働後のアフターサポートについては、直接、野田市に訪問するサポートに対応できること。
- (9) 経費の二重投資等を防止し、無駄のない経済的な構築を行うこと。また、導入時点での最新機器を導入するよう努めること。

2. 対象業務の概要

(1) 消費税処理

- 1 期中税抜き 本則課税方式

(2) 予算管理

- 1 予算編成 : (積算入力 ・ 金額入力)

(3) 支払管理

- 1 未払の伝票作成 : (年度末及び一部毎月末)
- 2 専決管理 : (あり)
- 3 振込依頼 : (FD , 依頼書)

契約期間中に伝送処理に変更となる予定のため、変更時に伝送処理への対応を行うこと。

- 4 支払日 : (ランダム) → (月 5回程度)

(4) 前払金管理：

1 経過勘定整理簿 : (あり)

3. データセンター

(1) 公営企業会計システムが安定稼働するものとする。

(2) 基本的な詳細仕様は、以下のとおりとする。

データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切である内容であること。

1 システムは総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されていること。

2 データセンターは総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービスとして認定されているものであること。また、データセンター提供者は災害対策基本法指定公共機関として登録されているものであること。

3 データセンター側の回線は、総合行政ネットワーク ASP アプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。

4 災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えていること。

5 システムのバックアップデータは、最低 7 日間保持し、障害に備えること。

6 毎日夜間に自動的にデータベースファイルのバックアップを取り、バックアップデータを保管し、必要に応じてファイル単位でのデータリストアができる仕組みを設けること。

7 クライアントパソコンの OS のバージョンアップ等に対応できること。

8 サーバーに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。

その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

(3) 設置場所等

本業務の要件を満たす LGWAN-ASP の拠点となる施設は、サービス継続性やセキュリティ対策の観点から原則として受注者にて利用する国内の DC とする。ただし、仕様要件 (ISO/IEC27001 または JISQ27001 に基づく認証 (情報セキュリティマネジメントシステム) 等の資格を取得した施設等) を満たす再委託先事業者の国内 DC を利用したいとする受注者提案があり、本市の承諾を得た場合には、この限りではない。

(4) 資格要件

1 受注者は本業務の実施に当たっては、情報保護及び品質管理に留意し、インターネットブラウザを利用した Web 型システムまたはこれらに準じるシステムを LGWAN-ASP サービスで提供すること。

(5) 規模要件

通常業務に支障なくサービス提供を行うこと。

(6) 業務継続性要件

業務継続に関わる次のリスクへの対応が迅速にでき、業務に支障をきたさないこと。

- 1 地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的なセンター設備及び情報システムの損壊
- 2 センター周辺のライフライン（電力、通信、交通等）の機能不全による情報システムの長時間停止
- 3 新型インフルエンザウィルスによるパンデミック及び人員や交通機関の被災等によって要員がセンターに行けなくなり運用者が不在になる場合

(7) 権限管理

- 1 システムにアクセスするシステム利用者、システム管理者、システム運用要員及びシステム保守要員が用いるアカウントの管理（登録、更新、削除等）を行うための機能を有すること。
- 2 アカウント管理者による不正を防止するため、アカウントの管理を行う権限を制御する機能を備えること。
- 3 個人、役職、所属単位による業務利用権限が設定できること。
- 4 操作資格、処理区分単位での業務利用権限が設定できること。

(8) アクセス制御

- 1 システムにおけるそれぞれの職務・役割（システム利用者、システム管理者、システム運用要員及びシステム保守要員）に応じて、利用できるシステム機能、アクセスできるデータ、実施できるデータの操作等を制限する機能を有すること。
- 2 EUC 機能の開放は、特定のクライアントまたはサーバのみとすること。

(9) ログの取得・管理

- 1 システムの利用記録、例外事象の発生に関するログを取得すること。また、十分なストレージ容量を確保し、またはメディアマネジメントを導入し、取得したログを契約期間保管すること。
- 2 ログの不当な消去や改ざんを防ぐため、アクセス制御機能を備えること。
- 3 ログに記録される時刻にずれが生じないよう、システム内の機器の時刻を同期する機能を備えること。
- 4 容量の不足や障害の発生等により、ログが取得できなくなるおそれのある事象が発生した場合またはログが取得できなくなった場合に備えログの管理を行うこと。
- 5 収集したログを一元的に管理し、不正侵入や不正行為の有無等の点検・分析などを効率的に実施できる機能を備えること。
- 6 稼動ログの取得ができ、ユーザごとの操作履歴情報を保持するシステムであること。
- 7 利用状況（操作者、年月日、時間、処理内容等）のログ取得ができること。
- 8 EUC を用いて履歴情報の検索、集計ができること。
- 9 データを更新した際、更新した年月日時分秒とユーザを特定する番号が記録に残ること。

と。

(10) 不正プログラム対策

- 1 不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）の感染を防止するウイルス対策ソフトウェア等を、すべてのサーバに導入すること。
- 2 ①に示すウイルス対策ソフトウェア等は、新たに発見される不正プログラムに対応するための更新を行い、効果を維持することができること。

(11) 不正侵入防止

- 1 庁内外からの不正な接続及び侵入の防止ができること。
- 2 プログラム・データ等が格納されたサーバ等は、本運用関係者以外の第三者が不当にアクセスすることを防止すること。
- 3 不正操作等、サービス提供不能に陥ることがないように、対策を講じること。
- 4 現在接続中のユーザ及び実行処理を画面上で確認できること。

(12) 標的型攻撃対策

システムに対する想定しない通信プロトコルによる通信や許可されていないコマンドやデータの入力を拒否する機能を備えること。

(13) 情報資産の取扱要件

受注者は、業務の処理に当たって、野田市個人情報保護条例（平成12年条例第25号）の本旨に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。受注者は、別記「個人情報の保護に関する事項」を遵守し、併せて項番11に規定する個人情報保護マニュアルを契約書の最後尾に綴るとともに、野田市が指定する個人情報の保護に関する誓約書等を別途提出すること。受注者は、業務の処理に当たって、野田市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報セキュリティを確保し、情報資産（個人情報を含む。）を適正に取り扱わなければならない。受注者は、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守し、併せて項番4に規定する情報セキュリティに関する組織体制を契約書の最後尾に綴ること。受注者は、記録媒体のデータ復元ができないことを証明する内容の書面（業務完了報告書）を、データ消去作業実施後速やかに提出すること。

(14) DC要件（クラウド方式環境）

DCの立地、建物及び設備運用等については、次に示す要件を満たしていること。

- 1 地震や津波・水害の発生しやすい地域を避けたところに立地していること。また、耐震、耐火、防水、防塵等の対策がなされていること。
- 2 震度6強以上の地震に耐え得る耐震構造を採用した建物で、かつ免震等の構造であること。
- 3 プライバシーマークの認証を取得していること。
- 4 ISO/IEC27001またはJIS Q 27001に基づく認証（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること。

- 5 地方自治体での利用実績があること。
- 6 LGWAN-ASP アプリケーション及びコンテンツサービス提供事業者であること。
- 7 甚大な災害時等が発生した場合においても、データ消失がないように保護できること。
- 8 入退出管理装置による管理が行われ、入退出記録が管理されていること。
- 9 適切な空調管理がなされていること。
- 10 24時間365日のサーバ死活監視を有すること。
- 11 常時二箇所以上の異なる変電所から受電、自家発電または無停電装置等の設置により電力会社の供給状況にかかわらず連続運転ができること。

4. ハードウェア

(1) クライアントマシン

- ・デスクトップ型パソコン3台

OS Windows 10 Pro (64bit) または Windows 11 Pro (64bit) (Windows 10 とした場合、Microsoft 社のサポート期限内に、Windows 11 にアップデートを行うこと)

CPU Core i3 以上

メモリ 4GB 以上

HDD 500GB 以上 (SATA)

光学ドライブ DVD-ROM (マルチ不可)

光学式マウス

カラー液晶ディスプレイ-19 インチ以上

(2) その他機器及びソフトウェア

- ・セキュリティワイヤー (SL-31) ×3 本
- ・スイッチングハブ (8 ポート) ×1 台
- ・LAN ケーブル (10M、RJ-45(CAT-5E)、橙色) ×3 本
- ・LAN ケーブル (10M、RJ-45(CAT-5E)、赤色) ×1 本
- ・Microsoft Office Personal 2021
- ・Endpoint Protection Subscription 新規 ACD-GOV 1-24 5YR×3 ライセンス
- 【SiCSP】 Windows Server 2022 - 1 Device CAL×3 ライセンス

※公営企業会計システムが稼働するために必要なスペックであること。

※5年間の平日9時から17時までのオンサイトによる保守対応を実施すること。

※クライアントに必要なソフトウェア (Adobe Reader 等) をインストールして納入すること。

- ##### (3) 基本仕様に記載されていないもので貴社システムを稼働させるために必要なものについては、上記に含めること。ただし、電源工事費及びLAN工事費は、含めないものとする。

5. ソフトウェア

- (1) データベースソフト(貴社システムの設計に準じるもので信頼性を備えたもの)
- (2) その他システムを稼働させるために必要なソフト

6. パッケージソフト

- (1) パッケージシステムに関しては、受託者自らが開発し、自らがサポート可能なこと。
また、障害切分（保守対応）についても、受託者が窓口となり、当市からの連絡等の一本化がはかれること。
- (2) 伝票・帳票等は、A4版を基本とし、普通用紙にて対応可能なものとする。
- (3) 公営企業会計システムを導入するものとする。
 - (ア) 公営企業会計・基本(財務)システム
 - (イ) 公営企業会計・貯蔵品システム
- (4) 公営企業会計システムとは、下記業務内容を含むものとする。
予算編成・予算書作成業務、支払業務、調定・収納業務、日次・月次処理業務、決算・決算統計業務、制度移行業務、貯蔵品
- (5) 公営企業会計システム詳細機能については、別紙1「野田市水道事業公営企業会計システム更新業務 システム機能要求書」の機能を基本的に備えるものとする。
- (6) 今回導入する公営企業会計システムは、基本的にパッケージソフトを使用すると考えているが、上記パッケージソフトの業務内容を満たさない場合や、別紙1「野田市水道事業公営企業会計システム更新業務 システム機能要求書」の機能を満たさない場合で、カスタマイズ対応可能な場合はその経費を見積額に計上すること。
- (7) 全ての出力帳票は、レーザープリンタで出力可能とし、プレビュー機能、CSV出力機能及びPDF変換機能を備えているものとする。
- (8) 公営企業会計システムにおいてEUC機能により容易に Microsoft EXCEL に出力ができるものとする。
- (9) 提案見積書には、別紙1「野田市水道事業公営企業会計システム更新業務 システム機能要求書」の各項目に対して、標準機能、カスタマイズ又は対応不可のそれぞれを判断し、その費用を含めること。
- (10) クライアントからデータ照会・検索および帳票の出力などがタイムリーに処理できるシステムであること。
- (11) システムの使用者毎に ID・パスワードを設定し、使用できる業務権限の管理が出来ること。
- (12) システム使用者のアクセス履歴を取得し、取得したアクセス履歴を検索・照会できること。
- (13) バックアップの取得はスケジューリングにより自動化すること。

- (14) 受託者は、野田市水道部執務室等において操作方法等の支援を行うこと。
- (15) 受託者は、地方公営企業法の改正に対する助言、また職員異動に伴う操作研修及び技術者等により、運用支援を行うこと。

7. データ移行

- (1) 現行システムに保有している伝票データ（平成25から令和5年度）を移行すること。データ移行が不可能な場合は、手入力にて対応すること。
- (2) 現行システムからのデータの抽出は、現行システムの受託者が行い、CSV形式のデータを提供すること。

8. 履行期間満了等の業務の引継ぎについて

(1) 履行期間満了時の業務の引継ぎについて

本契約の履行期間の満了時以降も野田市水道事業が業務を継続できるように、受託者は誠意を持って協力し、次期システムの本業務稼働に必要となるデータ（契約満了時までの履歴を含む全データの提供で、提供回数はテスト等を含め3回を想定すること）を提供するために必要となる業務一式の経費も積算し含めること。

業務内容は、本業務終了の約1年前（令和9年10月頃）までに、受託者は、本契約終了に伴う更改で別の者が当該業務を受託した場合も含め、野田市水道事業が業務を無理なく継続及び移行するための実施体制、実施内容（スケジュール含む）等を定めた行動計画書を提出し、野田市水道事業の承諾を得ること。

その行動計画書に基づき、適宜契約期間中のシステム運用の変更を反映した履歴を含む全てのデータを抽出し、野田市水道事業（次期システムの受託者）に提供すること。

受託者は、提供データに関する資料等（ファイルレイアウト、コード定義書、ファイル関連表、件数表等）についても、適宜契約期間中のシステム運用の変更を反映した最新版を野田市水道事業（次期システムの受託者）に提供すること。

また、提供データ等に伴う質疑等については、業務の引継ぎに支障を来さぬように野田市水道事業の指示に従い文書による回答や会議体への参加等により対応すること。

(2) 履行期間内解約、業務破綻時の業務の引継ぎについて

本契約の履行期間内における全部もしくは一部の解除、業務破綻時またはその他契約の終了事由の如何を問わず本業務が終了する場合においても、野田市水道事業が業務を継続して遂行できるように、受託者は誠意を持って協力すること。

原則として、履行期間満了時の業務の引継ぎと同じ作業を実施することとするが、万が一、行動計画書に定めた行動を受託者が実施できないような場合に備え、受託者は業務破綻時等の業務継続性に関する考え方や対策について、野田市水道事業に説明し、承諾を得

ること。

9. システム導入に関する作業

(1) 基本的な詳細仕様は、以下のとおりとする。

(ア) 対象とする事業

1 水道事業

(イ) システムインストール

1 公営企業会計システムのインストールを行うこと。

2 納入ソフトウェアに関するインストール・セットアップを行うこと。

(ウ) データ移行

1 基本システムに関して、提案する公営企業会計システムが稼働するために不可欠なマスタを移行すること。

移行対象データ	
組織、職員	現行システムからデータを抽出
予算、勘定科目	現行システムからデータを抽出
月例監査、決算帳票	現行システムからデータを抽出
仕訳パターン	現行システムからデータを抽出
金融機関、債権者	現行システムからデータを抽出
伝票	現行システムからデータを抽出 未収、未払、前受、前払、資金前渡、精算のデータも対象とする。
勘定残高	現行システムからデータを抽出
貯蔵品	現行システムからデータを抽出 減価償却計算に支障がないようにすること。

2 野田市現行システムは、令和5年9月末を持って契約期間が満了となるため、以後の業務を滞りなく実施できるようにすること。

(エ) システムインテグレート

打ち合わせ、SE派遣等システム導入に併せて必要な事項を実施すること。

(オ) 職員研修

システムの稼働及び職員の異動の際には、研修を行うこと。

研修内容	
システム管理	システム管理者向けに、法定停電等に対応するためにシステム管理に必要な事項を研修すること。

	(2 時間程度)
システム操作	予算、執行、決算業務に係るシステム操作を研修すること。 (各業務 2 時間程度)

(カ) マニュアル

システム管理及び操作に関するマニュアルを納品すること。

(キ) 機器搬入設置・現地調整

ハードウェア機器の搬入設置及び現地調整を行うこと。

(ク) 上記以外で公営企業会計システムが本稼働するまでに必要な作業を行うこと。

10. システム維持・保守業務

(1) ソフトウェア保守

- ①保守の範囲は、調達物件に含まれるすべてのアプリケーションとし、電話・電子メール・訪問などの手段を効果的に活用して、速やかに保守対応を行うこと。
- ②メーカー各社において脆弱性が発見された場合、受託者は、十分な検証を行い、必要に応じて脆弱性対応修正プログラムを適用し、常にセキュリティ水準を高く保つこと。
- ③法改正への業務対応アプリケーションは原則としてシステム維持・保守業務の対象とする。大規模な法改正対応について本市との協議の上で決定する。

(2) 報告その他

受託事業者は上記に定めるシステム維持・保守業務に際し、必要な報告書を作成する。

11. 情報資産の取扱い要件

以下の項目に従い、本仕様書に掲げる業務を実施すること。

- (1) 受託者は、業務の処理に当たって、野田市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 25 号）の本旨に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受託者は、別記「個人情報の保護に関する事項」を遵守しなければならない。また、受託者は、自らが定める個人情報保護マニュアルを作成し、契約締結後に速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、各装置の記録媒体を保守や障害等により交換する場合や、契約期間満了後の機器等の撤去時には、米国国防総省規格 DoD 5220.22-M に準拠したデータ消去アルゴリズム等の消去形態でデータをクリーニングし、記録媒体を装置本体より取り出し、機械的に破壊するか各装置の記録媒体を装置本体より取り出し、本市が所有する電氣的強磁気破壊方式によるデータ消去装置（DATAKILLER DMA-30000）等によりデータ消去を実施する等、当該媒体に記録された情報資産をいかなる方法によっても復元が不可能な

状態とした後に撤去するものとする。

(4) 受託者は、記録媒体のデータ復元が不可能となったことを証明する内容を書面（業務完了報告書）にて、(3)の作業実施後速やかに提出すること。

(5) 受託者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合は、本市は、受託者に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとする。

1 2. 資格要件

- (1) 自社開発のシステムであること。
- (2) ISO/IEC270001 またはプライバシーマークを認証取得していること。

1 3. 提案見積条件

(1) 導入費用

システム導入に関し、以下の必要な費用を含めること。

- 1 パッケージ費用
- 2 データ移行費用
- 3 カスタマイズ費用
- 4 導入設定諸経費

本システムを導入・設置するうえで必要なハードウェア初期費、ソフトウェア初期費、セットアップ費、マスタ設定費、操作研修費、その他システム導入に関し必要となる経費。

(2) システム使用料

- 1 ハードウェア、ソフトウェアを含むシステムを利用するうえで必要な費用
- 2 端末利用台数：3台
- 3 クライアントライセンス数：4ライセンス
- 4 パッケージのバージョンアップ対応等のソフトウェア保守

(3) 契約について

- 1 契約期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までとし、契約締結後から令和5年8月31日までにシステム構築を行うものとする。
- 2 この契約は、野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の規定により、上記契約（リース）期間を契約する長期継続契約となる。
- 3 当該契約書に「契約年度の翌年度以後において歳入歳出予算の該当金額について、減額又は削除があった場合は、締結した契約を変更又は解除する場合がある」を記載する。

以上